

平成26年度第3回山梨県環境整備センター安全管理委員会議事録

(通算第26回)

日 時：平成26年10月6日(月)午後2時00分から

場 所：山梨県環境整備センター 会議室

出席者：○安全管理委員会委員

北杜市副市長	大芝 正和
北杜市生活環境部長	名取 文昭
北杜市環境課長	早川 昌三
明野総合支所長	五味 正
浅尾区長	篠原 眞清 (代理出席)
中込区長	清水 秀幸 (代理出席)
山梨大学名誉教授	中村 文雄
山梨大学工学部教授	金子 栄廣
山梨県森林環境部次長	保坂 公敏
山梨県環境整備課長	笹本 稔
山梨県中北林務環境事務所長	小林 敬憲 (代理出席)

○事務局

山梨県環境整備事業団副理事長	吉澤 公博 (事務局)
山梨県環境整備事業団専務理事	秋山 孝 (委員兼務)
山梨県環境整備事業団事務局次長	前島 斉 (〃)
山梨県環境整備事業団総務管理係長	和田 政一 (事務局)
山梨県環境整備事業団総務管理係長	佐野 強 (〃)

○欠席

東京海上日動リスクコンサルティング(株)主席研究員	杉山 憲子
上神取区長	川手 正夫
御領平区長	三井 俊文
下神取区長	清水 浩二
浅尾新田区長	長田 富丈
浅尾原区長	杉山 努
東光区長	土橋 義輝

配布資料

- ① 次第
- ② 席次表
- ③ 委員名簿
- ④ 安全管理委員会設置要綱
- ⑤ 資料 最終覆土の施工方法について

1. 開会

<司会>

それでは定刻になりましたので、ただいまから平成26年度第3回の山梨県環境整備センター安全管理委員会を開催いたします。委員の皆様にはご多忙中にもかかわらずご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは会議に入ります前に、山梨県環境整備事業団の副理事長から皆様に一言ご挨拶を申し上げます。

<副理事長>

委員の皆様には、台風18号による影響で交通の便も悪く、また、被害の確認等で大変お忙しいところ、第3回安全管理委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。

今回の台風では、当処分場においては、広い水たまりはできましたが、大きな被害もなく、ひとまず安堵しているところであります。

さて、本日の委員会では、前回に続き、再度、最終覆土の施工方法について説明させていただきますが、前回の委員会において、地元委員の皆様から、施工後の施設の安全性について専門家の意見をお聞きしたいとの意見が出されましたので、今回は、本委員会の委員でもある山梨大学工学部の教授に出席していただき、ご意見を伺うこととしました。

先生には、体調を崩され、これまで委員会を欠席しておられましたが、本日は、ご無理を申し上げ、出席していただけることになりました。ありがとうございます。

本年度も、早半年が経過し、覆土工事の施工方法について最終的な判断をしなければならない時期になってきたと思いますので、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

<司会>

それでは、会議に先立ちまして、委員の皆様にお配りした資料の確認をさせていただきますと思います。本日、お手元に配布させていただきました資料は、まず「次第」、2点目が「席次表」、3点目が「委員名簿」、4点目が「設置要綱」、そして資料といたしまして、「最終覆土の施工方法について」でこちらが1ページから5ページまで計5枚でございます。以上の5点の資料でございます。もし資料に不足等がございましたら、事務局までお知らせ願います。

それでは、ここで会議に入りますが、会議に入ります前に、傍聴者の皆様にお願いがございます。会議中には、入口や壁に掲示しました「傍聴者の注意事項」を遵守していただけますようよろしくお願いいたします。万が一、遵守されない場合は、退席をお願いするとともに、次回以降、本会議を非公開とすることもございますので、ご了承ください。

また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにさせていただけるか、電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、次第に従い、会議を進めさせていただきます。当委員会は、安全管理委員会設置要綱第4条の規定により、委員長が議長を務めることとなっております。それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

<議長>

それでは、私が議長を務めさせていただきます。委員の皆様方には、議事が円滑に進められますようご協力をお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。まず議題の「最終覆土の施工方法について」、これを事務局の方から説明をお願いします。

<事務局>

はい、それでは事務局の方から説明をさせていただきます。すみません、座って説明をさせていただきます。

それでは資料の1ページをご覧ください。1番上の黒い四角のところですが、これにつきましては前回8月27日に開催いたしました安全管理委員会の検討状況でございます。その中の1の事業団が考える最終覆土工事につきましては、前回説明させていただいておりますので、ここでは概要のみ説明いたします。なお、技術的な内容につきましては、後ほど図面を使いまして詳しく説明をいたします。

表の真ん中の太い線で囲われましたところ、平成26年4月（詳細設計）の欄をご覧ください。まず①ですが、埋立エリア、これは廃棄物が埋め立てられている底盤部のことですが、ここを約2%の排水勾配をつけまして土砂で覆い、貯留構造物の内側に側溝を設けることとしております。なお、法面につきましてはモルタル吹付を行います。次に②ですが、貯留構造物の天端にある遮水工を土砂で覆い、天端には土留コンクリート壁を設置することとしております。

こうした内容につきましては前回の安全管理委員会で説明をさせていただきました。その中で地元委員様から2つの意見が出されたところでございます。一つ目は、2番の(1)です。事業団が主張する貯留構造物より高い802.5mから覆土する方法の安全性について、学識経験者の委員から直接お聞きしたいということ。もう一つは、(2)ですが、貯留構造物の天端の高さ802mから覆土する方法も検討し、どちらが安全か説明してもらいたい、こういうことでした。本日の安全管理委員会は、この2点にお応えするために開催したものでございます。

次に、2番目の黒い四角ですが、天端より高い802.5mから覆土する方法をA、天端の高さ802mから覆土する方法をBといたしまして、それぞれ検討した結果でございます。検討した項目は、表の一番右の欄にありますとおり、埋立地の表流水、これ雨水ですが、これの排水、2番目として貯留構造物の天端の遮水工とへり部分の保

護、3番目は施工の安全性、最後は維持管理、についてでございます。

それでは、施工方法ごとの説明に入ります前に、まずは満杯にならなかった埋立地をどう覆土するのかという点について、初めご説明をしたいと思っております。これは、施工方法の違いに関係するというものではございません。最終覆土の施工に関する基本的な考え方と捉えていただきたいと思います。

皆様ご承知のとおり、当処分場につきましては昨年12月に埋立を終了いたしました。従いまして、法令に基づきまして、埋立地の開口部を土砂等で覆わなければなりません。しかし、埋立を途中で終了したということで、終了時の埋立地内は、当初計画していたものとは全く異なる形状となりました。特に、底の部分につきましては、複数の段差が残り、上下2段の覆土を計画しておりましたけれども、その形状を大きく変えなければならないという状況になりました。

このような状況では、計画した最終覆土はできませんので、終了時の状況に合わせた、新たな施工方法を考えなければなりません。そこで、埋立地を安全かつ安定的に管理するというので、その施工方法について、環境省と協議いたしました。その結果、「埋立地に地盤沈下などによる、くぼみに水溜りが生じないよう最終覆土すること」という指導がございました。これを踏まえまして、事業団で検討した結果、最終覆土に約2%の勾配をつけること、貯留構造物及び左右両岸沿いに側溝を設置し、表流水（雨水）を速やかに埋立地の外に排水すること、天端の遮水工を保護すること、こういったことを最終覆土の基本的な方針とすることが適当と判断したところでございます。

この方針に基づきまして設計した結果が施工方法Aであります。Aの内容を説明しますので、恐れ入ります、資料の2ページ、3ページの図面を並べまして、ご覧いただきたいと思います。まず3ページでございます。埋立地の最終覆土の形状を説明いたします。最終覆土につきましては上下2段になっておりまして、図面の右側に記載いたしました土側溝⑨辺りの白い部分が上段のエリアです。中央の土側溝①から⑧で概ね囲まれました白い部分が下段のエリアですけれども、上段が狭く、下段が広いということがおわかりいただけるかと思っております。当初計画と比較いたしますと、上段の覆土面積は10分の1程度に縮小し、下段は約2倍以上になっております。これは、先ほど説明したとおり、満杯にならずに埋立を終了したということが理由でございます。

次に今度は2ページの貯留構造物付近の詳細図というものをご覧ください。右上の方に貯留構造物と土留工の安定計算が記載してございます。上の表につきましては、貯留構造物の天端より50cm高いところから覆土した場合に、貯留構造物が上流側からの土圧でずれる、または転倒する、そして構造物を支える地盤の強さがあるか、ということをお判断するため、それぞれ滑動安全率、転倒、支持力度を算出した結果でございます。各項目別に判断する基準を表の真ん中に記載しております。例えば、一番上の滑動安全率では、平常時には1.5より大きい、地震時には1.2より大きい値が必要ということになってお

ります。結果としましては、一番右の欄に記載してありますけれど、常時は2.37、地震時は1.36という値でございます、安定基準を大きく上回っており、転倒や支持力の計算結果も同様なものでございます。従いまして、貯留構造物の天端より50cm高いところから覆土しても、安定性には影響はありません。下の表につきましては、貯留構造物の天端に設置する土留工の滑動安全率、転倒について安定計算したものであります。いずれも安定基準を十分上回っておりますので、土留工につきましても安定性があり、問題はないということでございます。

次に、貯留構造物沿いの端から端まで設置する土側溝①②ですけれども、これは図の中央に表示してあるところですが、天端の高さ802mよりも少し高い位置に設置してあることがわかります。このような高さに設置することが重要であるということでございます。理由の1つは、土側溝①②の底面、ここには排水マットというふうに表示されておりますけれども、そこと右下の方に緑色で表示いたしました廃棄物の間に土砂が1m以上あるのがわかるかと思えます。最終覆土につきましては1m以上確保することになっておりますので、土側溝をこの高さで設置すれば、廃棄物やその上の土砂を掘削除去する必要はございません。理由のもう1つは、3ページで説明しますので、こちらをご覧ください。図面のやや左側の上と下に四角で囲って右岸と左岸と表示してあります。この横に、右岸では排水側溝の標高802m、左岸では排水側溝の標高801.5mと記載してあります。先ほど説明したとおり、土側溝は802mより少し高い位置に設置いたしますので、右岸、左岸にありますこの既存の排水側溝よりも土側溝の方が、標高が高くなりますので、土側溝は既存の排水側溝に接続することができます。そうしますと、土側溝に流入いたしました埋立地の表流水は、左右両岸から円滑に排水されるということでございます。すみません、また2ページの図面に戻っていただきまして、図面の中央から左側にあります台形の形をいたしました貯留構造物の天端の上に遮水工の端末があるのがわかるかと思えます。これを厚さ40cmの土砂で覆い、日射もしくは鳥のついでみといったものによる遮水工の劣化を防ぎ、長期間安定的に保護いたします。これにつきましては、単に遮水工を保護するというだけではありませんで、将来地盤沈下が進んでも開口部となっている天端部分のへり部分が露出しないようになり、さらに土側溝の法面が崩れるのを防ぐ役割も兼ねております。なお、遮水工を覆う土砂が天端を超えて流出しないよう土留コンクリート壁を設置いたしますけれども、構造物の安定性につきましては先ほど説明したとおり、全く問題はございません。

以上のような施工を行うことで、土側溝も、天端の遮水工も、へり部分も、そういったものを含めました埋立地全体が、長期間、安全、安定的に、かつ容易に維持管理できると考えております。以上が施工方法Aについての説明でございます。

次に施工方法Bの説明に移ります。施工方法Bにつきましては、貯留構造物の天端の高さ802mからスタートする覆土の方法ですが、この条件で土側溝などを施工した場合に

ついて説明をいたします。資料の4ページ、5ページの図面をお願いいたします。これも同じように2枚並べて見ていただきたいと思います。

図のやや右側に表示いたしました土側溝①②につきましては、先ほど説明したAと同じサイズでございますけれども、Bは貯留構造物の天端の高さ802mから覆土することになりますので、土側溝はそれよりも35cm低い位置、標高801.65mに設置することになります。このため、少なくとも土側溝の下の黄色の斜線の範囲にあります土砂と廃棄物を、貯留構造物に沿いまして約48m分掘削除去し、その除去した廃棄物は、埋立地の他の場所に埋め直すこととなります。こうした場合、廃棄物の飛散または流出の恐れが生じるということだけでなく、安定化に向かっていました地盤を掘り起こしまして、そこには新たな土砂を入れるということになりますので、上からの荷重を支える力が掘削除去していない箇所と異なりまして、土側溝に不等沈下というものが想定されます。それでは、5ページの排水計画の図面をご覧ください。先ほど施工方法Aでも説明しましたが、右岸にあります既存の排水側溝の標高は802m、左岸につきましては801.5mとなっております。土側溝を標高801.65mの位置に設置すれば、右岸側には接続できません。従いまして、右岸側の土側溝⑤から②の水につきましても左岸側に回しまして排水しなければならないということになります。また、左岸にあります既存の排水側溝は、土側溝の底面よりも約15cm低いということになりますので接続は可能でございますが、非常に激しい雨で土側溝の流量が増大した場合、埋立地の表流水が全て左岸側に集まることとなりますので、排水できないということも想定されます。さらに、将来地盤沈下が進み土側溝の方が標高で低くなったときには排水ができなくなります。このように、沈下した場合、およそ延長100mを超える土側溝の補修が必要となり、場外から多量の土砂を購入し、ほぼ手作業で成型し直すこととなります。

すみません、また4ページにお戻りください。貯留構造物の天端につきましては、高さ802mから覆土するため土砂で覆うことができませんので、天端上の遮水工は日射等により経年劣化することは避けられません。また、将来地盤沈下が進むに従って、開口部である貯留構造物の天端のへり部分が露出するようになります。この部分の遮水工も劣化するとともに、やはり場外から土砂を購入して補修する必要があるがございます。以上が施工方法Bの説明です。

ここまで、施工方法AとBにつきまして説明して参りましたが、最後にどちらの施工方法が安全かについて、事業団としての考え方を説明いたしますので、1ページをご覧ください。一番下の黒い四角のところです。施工方法Aにつきましては、埋立地の表流水を円滑かつ継続的に排水でき、貯留構造物の天端の遮水工とへり部分の保護もできます。そして貯留構造物沿いの土側溝を設置する際に廃棄物を掘削除去する必要がなく、土側溝や天端上の遮水工及びへりの維持管理が容易であります。

こうした点を踏まえますと、将来生じる埋立地内の地盤沈下に対応でき、長期間より安

全かつ安定的に管理できるのは施工方法Aであると考えております。以上、事務局から説明をさせていただきました。

<議長>

ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がございました。その説明の中に、前回の委員会において、地元委員さんから提案が2点ございましたけれども、この点について、とりわけ地元委員から専門家の意見を、考え方を、お聞きしたいということがございました。そこで本日ご出席いただきました専門委員さんからご意見をお聞きしたいと思います。先生どうぞよろしく願いいたします。

<委員>

はい。それではまず本題に入ります前に一言申し上げたいのですが、ちょっと私の健康上の問題がありまして前回、前々回この委員会を欠席させていただくこととなってしまいました。誠に申し訳ありませんでした。何分、皆様にはご心配、ご迷惑をおかけすることとなってしまいましたけれども、おかげさまでこうして委員会に出て来られるぐらいまでに回復しましたので、また今後ともよろしく願い申し上げます。

それでは、私の考えを述べさせていただきたいと思います。先ほど事業団の方からA案、B案ということで2つの案をご説明いただきましたけれども、正直申しまして、これが最善ですというものはなくて、A案、B案どちらにも一長一短ある、というのが私の考えです。その中で結論として申し上げたいのは、事業団が提案しているA案が、貯留構造物の安全性の面では802mのところまでしか埋めないのに比べると当然より多くの物を埋めることとなりますから、当初の設計よりも安全性が低下することにはなるのですけれども、かと言って、先ほど数字でお示しいただいたように、危険かというとなんかそんなことはなくて、影響は小さいと考えられますので、私はA案が十分安全なものではないか、と考えるというのが結論です。

もう少し詳しく申し上げますと、A案とB案を比べるときにポイントとなりますのは大きく分けて五つほど、あるいはちょっとまとめますと四つくらいかなと思うのですけれども、一つは貯留物に対する安全性、二つ目が大きな降雨があったときの排水性、それから三つ目がその排水をするために水路を作るわけですけれども、その水路の維持管理性、それから四つ目が貯留構造物の天端に出ています遮水工の保護の面、それから最後がもともとの計画、設計に合致しているかどうか、ということがあります。

まず一つ目の貯留安全性については、先ほども申しましたとおり、当然場内に埋めるものの量が少ないわけですから、B案の方がやや優れているということになりますが、A案も決して危険なものではない、十分安全性は確認できているものと考えます。それから排水性については、これも事業団側から説明がございましたけれども、当然地盤を高く設置

すると水路を設けて水を排水することが容易になりますので、これはA案の方が優れているということになります。地盤が沈下しないということであればB案でも対応できるのかもしれませんが、廃棄物を埋め立てている処分場ですので、当然長い期間の間には圧密で沈下するというようなことも起きますから、そうすると水路が排水する場所よりも標高が低くなってしまって排水が実際にはできなくなるという恐れもあるということです。それから三番目の排水路の維持管理性。これも同様に当然高いところに水路を設置しておりますので、維持管理も容易になる。それに対してB案ですと沈下をした場合にはまた全体の地盤をかき上げするような形で広く土を盛らなければいけないということになっていて、維持管理性も悪いということになります。それから四つ目の天端の遮水工ですね、これの保護に関しては、当然上を何かで覆った方がいいということになります。先ほどこの委員会が始まります前に現場を見せていただきましたけれども、やはり露出している遮水工を保護するためのマットに傷があって補修した跡がいくつも見ることはできましたけれども、あのままむき出しにしておくのはあまり良くないなということで、これはA案のように土を盛っておくのが安全かなと考えます。それから五つ目の元々の計画、設計との合致ということですが、元々この処分場は802mまで埋めるという形で計画設計されておりますので、これを守るというのは正論だと思います。ただ、これは処分場が廃棄物で満杯になったときに、どれだけ排水の対策ができるかということを含めてみたときには802mで対応できたのですけれども、途中で最終処分、受け入れを止めてしまったということによって、当初と地形が変わります。そうしますと、やはりこの地形に応じた形で設計を見直さなければいけない部分が出てくるかと思えます。そういったところで言いますと、もちろん元通りでやれということであればB案の方が優れているということになるのですけれども、埋め立てるものの形状が変わってしまったということからするとA案も致し方ないかなという気がいたします。

そういったことを総合いたしますと、A案の方が、B案よりは優れているのかな、というふうに思います。

一番論点になりますのは、貯留の安全性を優先して考えるのか、降雨があったときの排水を優先して考えるのか、ということで、どちらを取るかによって、A案が良いのかB案が良いのかというのが変わってくると思うのですけれども、排水の方を優先させないとなりますと、当然降った雨は全て場内に浸透して入っていくわけですので、場内に水が溜まるということになって、漏水のリスクも高くなるということになると思いますので、そういったこととか考えて排水をきちんとする方が、私は良いのではないかと考えます。以上です。

<議長>

ありがとうございました。事務局の案に対する説明、それから前回の地元委員からの要

望を受けた専門委員さんからの説明がございました。この意見及び事務局の説明に対して、質問ないしはご意見がございましたらどうぞお願いいたします。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

先生、今日はありがとうございます、ご出席いただきまして。今先生の方からご説明いただいた部分を含め、それから先ほど事業団の説明していただいた部分を含めて、ちょっとわからない、全くこういう専門性を持っていない人間の考えということを前提として、わかりやすくご説明をいただきたいと思いますが、今先生A案、B案5つを比較して内容についてご説明していただいたわけですが、まずそもそも論ですね、この埋め立てた処分場が将来にわたって地盤沈下を起こす可能性が当然あります、中にゴミがありますからね。ですから、その数値というのはだいたい基準的に、経年でどのくらい経てばどのくらいの沈下が予想されるというのは、何かデータ的に出ているものがあるのかどうかを、まず初めにそのことを教えていただきたいのですが。

<委員>

一般に何を埋めたかによって、どのくらい沈下するかというのは変わってきますし、処分場のそもそもの深さがどのくらいあるか、ということですね。これも影響しますので、一概にこのくらい沈下するかというようなことは言えないと思います。私自身平均的にこのくらい沈下するものだという数字は持ち合わせておりませんので。ちょっとそれは数値的には申し上げられないということです。

<委員>

そうしますと、A案、B案の比較で地盤が沈下することによっての影響ということでの評価というのが出ているのですけれど、地盤が沈下することのその度合いが大きければ、このA案によっても、A案の方でも水の流れが悪くなる影響というものを受ける可能性というものは、あるやに感じるのですけれど、その辺はいかがでしょうか。

<委員>

はい。A案の方も、天端よりも40cm上に積みますので、それ以上の沈下が起これば

当然低くなりますから、B案と結局同じことにはなりません。

<委員>

同じことになりますね。まず1点、そこはそういうことで。沈下がですね、おおよそ例えば何十年かの中で、どの程度っていうある程度の基準と言うものがあれば、今このA案、B案の比較ができる気がするんですけど、排水という観点で考えたときに、その沈下の状況によっては両方とも排水に影響が出る、排水しにくくなる状況が出るっていうことが今現実の問題として理解ができたかな、というふうに思います。それで…。

<議長>

ちょっと待ってください。今の認識について、事務局の方から何か補足する、説明することはございますか。要するに、沈下しますけれど、かさ上げた状況で沈下が起こる。排水に関わる委員さんの認識について、修正すること、あるいは付け加えることはございますか。

<事務局>

今ですね、2年ぐらいで、均一に沈下しているということではないのですが、概ね30cmぐらい下がっているということがございます。概ね5年ぐらいすると土は安定するということがございますので、そういったことを考えますと、始めは沈下の割合が当然早いわけですが、これからはある程度遅くなりますので、それが例えば1mになるとか、そういったことはないだろうと考えております。

<議長>

重要なことはですね、50cm嵩さ増したという状態で、排水能力と言いますか、排水確率が地盤沈下によってどの程度影響を受けるか、すなわち浅い方がダメージは大きいかもしれない。それから、高いとややそれが遅れて、対応の仕方に時間がとれて、という場面があるかもしれないと私はそう思うのですが、その点についていかがでしょうか。要するに排水に対する影響の見方です。

<事務局>

今ですね、A案とB案というふうなものをですね、例えば左岸側のところが801.5mあります。で、わたしどもの案では差は50cmとなります。ところがB案ですと15cmということ。そうすると35cmの差がございまして、35cmというのは先ほど申しました2年でですね、非常に沈下する最初の年2年で30cmですので、実際には施工上ですね、A案の方が排水側溝の下に行くかということを考えれば、恐らくそう

いうことはないだろうとは考えております。

<議長>

委員さん。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞよろしく申し上げます。

<委員>

あの前日も申しましたけれども、この覆土の事業に関してですね、どうも事業団のみなさんはとりあえずその飛散を防止するために法律で速やかな覆土をとということを、そういう指導がされているということで、すぐにも覆土をしなくちゃならんというようなことで作業を考えているというような説明だったのですが、まあそれで間違っているかどうかはわかりません。ちゃんと説明不足のところがあるのかもしれないけれども。私たち地元の将来の安全を考える立場から考えれば、これから先何十年、何百年、ゴミをみなさんが持ち出してくれるのであれば、私はこんな心配はしませんけれど、ゴミを残すのであれば、何十年、何百年の間を想定して安全を考えていかななくちゃならんわけですよ。今言うとおりの2年で30cm下がっていますよと。現実のこれは数字ですよ。5年後の数字はわかりません、どうなっているか。そういうものを考えたときに、排水が大変ポイントですなんて言っただって、現実問題今説明されている排水の内容で本当にこの土側溝が機能するかどうかなんて全くわからんじゃないですか、データの的には。今で言う想定の中では多少安全のように感じるかもしれないけれど、だとしたならば、土側溝を深く掘るとか、最終的に沈下する状況ってものがどの程度まで行くのかわかりませんが、それでもおおよそのものをより沈下率を高く読んでですね、少しでも深くして排水できるような配慮をするとか、今現在既に計画されている排水溝自体もですね、見直しもかけて、将来どのように沈下してでもですね、排水に関しては大丈夫ですよと、しっかり確保できますよってということの、トータルでの設計をしていただかないと、今のここの部分だけで、多少水が流れやすくなりますなんてことだけの計画だとしたら、私たち地元の人間にとってはとてもじゃないけど納得できませんよ。だから私は冒頭、この前も言っているんです、みなさんはある一定の数値を過ぎればここを撤退しますよ。私たち地元にとっては、そこから先が大変問題なんですよ。そういう前提に立って、前にも言いましたけど、国内で公共関与の最終処分場の閉鎖に関しても専門委員会まで設けてですよ、閉鎖するに關しての専門委員会まで設け

て様々な問題点を検証して進めている自治体だってあるわけですよ、事業主だって。そういうことを考えるのが、ここの安全管理委員会だと思うんですよ。今既にじゃあ作業をやっちゃっている。その取ってつけたように堰堤を高くします、水路を作りますなんていう、そんな今だけの問題じゃないんですよ。先を考えてトータルで検討していただかなくちゃならない覆土作業なんです。地元が安全っていうことを確保するためには。地元の人間として。その前提で考えていただきたい。そういうことを考えたときに、じゃあ今やっているこの作業を、今テーマになっているこの部分でどうやるのがいいかっていうことを考えたときに、私は今の説明では不安になります。より沈下率が高いとしたら、本当にこの土側溝の排水路は30年、50年先も機能するのでしょうか。

<議長>

どうぞ。

<事務局>

まずですね、ここの処分場につきましては、現在のところ10年ぐらいでいわゆる廃止の基準はクリアするだろうと考えております。そういたしますと、ここは借地でございますので、財産区が底地を持っておりますので、そこでどのように跡地利用をするのかというところでまず転換点があるというふうに思います。それでは10年より前、どうなるのかということでございますけれども、確かに先生がおっしゃられたようにですね、1年で正確に例えば10cm下がって次に20cm、というふうなことは埋め立てられている廃棄物等によってですね、わからないわけです。そうしたことも踏まえまして、左岸側につきましては50cmあるということで、私どもは廃止の基準をクリアするまでは大丈夫だろうという想定でございます。ただし、もし沈下が非常に進んだということになりましたら、私どもは維持管理をするわけですから、もう一度底の盤を上げるように土を盛りまして成形し直す、ということになるかと思えます。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

今のご説明だと、廃止基準をですね、クリアするまでの間、10年間をひとつの目安にしていると思うのですがけれども、そこまででそういう状況が発生すれば直しますよと。後

はこれは地権者に返すのだから、地権者の跡地利用で考えることですよ、という話ですか。

<議長>

どうぞ。

<事務局>

跡地利用につきましてはですね、まだ地盤が安定しませんから、もう少し安定したところで地元の財産区の皆様と協議していくということになってはいますけれども、その跡地利用の仕方によってですね、処分場のその形状も変わってくると思います。ですので、跡地利用が決まった段階で、本来こういう土側溝ということではなくてですね、通常であればコンクリート製のU字溝を入れるはずでありますので、排水路を考えたときにはそういうものを当然、今度ですね、かなり恒久的な措置として、そういうものやっていくというようなことです。

ですから、あくまでもこの土側溝というものは廃止に向けての私たちのそれまで適切に維持管理をするにはどうしたらよいか、そこを考えているということでございます。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

ちょっと議論が横道にそれていますが、今大事なところの話になりましたから、ちょっとその関連で確認させていただきますけれども。そうしますと、10年してですね、閉鎖基準をクリアして、閉鎖の許可が下りて以降、排水路に問題が起きた場合には、事業団は責任を持って、そのU字溝なりなんなりの工事をしてくださると。地権者に返したあとも、そこは責任持ってやってくれるという理解でよろしいですか。それだったら私は安心です。しかし私はそうじゃないと理解しているんで。だとしたならば、様々な問題点が、将来にわたって発生する可能性のある様々な問題点は、今皆さんが責任を持ってちゃんと問題点をクリアできる、今の時点でわかる範囲でクリアをして返すのが当然のことだと思いますから。そういう意味で今確認をさせていただいていますけど。

<副理事長>

よろしいですか。

<議長>

どうぞ。

<副理事長>

地権者に返すのは、水質が全部きれいになってクリアした時に、地権者に最終的に返すということになります。ですから、それが約10年かかるのではないかとされているんですが、その間に地盤も安定してくるし、地盤は概ね5年ではないかと私ども思っているんですが、かなり安定してくると思います。5年も経てば。その段階でもし地権者の方で、上だけ使いたいとか、あるいは何かに使いたいということであれば、地盤さえ安定していて、あとはガスとかそういうものが出ないですとか、そういう安全性が確保できれば、その時点で使っていただくことはできるかもしれない。だけど、地権者に最終的に返すのは、水質が全てクリアになった時に返すということになりますので、それまでは事業団がここは管理、当然その土側溝も含めて水質、それから地形、そういうものを全て管理しますので、その間は土側溝の管理を当然していくということなんです。

<委員>

はい。

<議長>

よろしいでしょうか。委員。

<委員>

それはね、改めて説明いただかなくても当然のことじゃないですか。ですよ。今議論しているのは、排水溝が機能しなくなる可能性が出た時に、想定される10年で閉鎖になったとして、地元へ、地権者へ戻した後、そういう問題が発生する可能性ももちろんあるわけであって、今おっしゃっているのは、10年間、要するに皆さん管理している間は当然何か問題が起きればそれはもう対応してくださる。それはもう当然のこととして。それ以降、排水で問題が起きた時にどうしますかということで、話を確認させてもらっているんですよ、今。それを事業団の皆さん責任をもって、あの時の覆土の仕方、あるいは排水路の設計上問題があったということで、その責任は施工した事業団なり、考えた県の責任ですから、返還した後も、そういう不備なものがあればちゃんと補修しますよということが約束されているのであれば、ある意味ではこういう形で現時点はこれでもやむを得ないということになるように私は思うんですけど、その辺のことも含めての問題で。申し訳ないです。ちょっと横道に行っちゃってますけど、議論がそういう方向になっていますの

ですみません。そういうところの確認をしたいという意味でお話をさせていただきました。

<副理事長>

それにつきましては、仮に10年が経って、返すという段階になった時に、財産区の皆さんと話し合いを当然持たなくてはなりません。その時に何の用途に使うか今のところ決まってないので、どういう整備が必要かというのは、今の段階では申し上げられないんですが、地盤も落ち着いて、ある程度恒久的な排水路が設置できるような状況になれば、そういう排水路を造ってほしいという地元の要望があれば、そういうものを設置していくということになります。そうではなくて、土側溝のままがいいんじゃないかということになれば、そのまま土側溝で地元を引き継いだ時に、地元の皆さんが土側溝で管理していくということもあり得る。ですからそれは最終的に返す段階になって、地元の皆さんと話をしていく中で決めていくことだと思います。現段階では、そういうことは申し上げられない。その時までには事業団が管理しますが、それ以降については、今の段階では申し上げられないということです。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

ですから、要望があればそれを受けてくださるという理解でよろしいですね。この問題に対しては。

<副理事長>

そうです。

<委員>

はい。ありがとうございました。

じゃあ本論について入らせていただきます。

<議長>

どうぞ。

<委員>

先生にちょっと教えていただきたいんですが。ポイントの4つ目なんですが、天端の遮水工が留めである部分の保護という意味で、土の方がよりいいだろう、A案がいいだろうというお話なんですが。ちょっと私もよくわからないんですけど、例えば3番の、3ページの全体の表を見ていただきたいんですが、埋立をしていないところの法面に関しては、モルタル吹付を予定しているんですよね。そうしますと、ここの天端の部分だってモルタルの吹付で対応することは可能ではないかということも前にも申し上げたんですけど、その点はいかがでしょうか。

<委員>

はい。おっしゃるとおり、モルタルで覆うやり方もあるとは思いますが、実際にそれを施工するとなりますと、現在既に天端のところまで廃棄物と土が盛られているわけですが、モルタルを吹き付けるのは今露出している部分だけではなくて、もう少しこの貯留構造物の法面のところまで含めてモルタルの吹付をしませんと、沈下した時に新たに露出する面が出て参りますので、その余裕を見てモルタルを吹付しなければいけません。そうなりますと、また新たに掘削する工事が入って、そうしますと遮水工を破損してしまうことが懸念されるということと、それから土の方が、もし遮水工に不具合が生じた時に、すぐに掘り出して手当がしやすいということもありますので、私はモルタルよりは土で覆う方がいいのかなと考えます。

<委員>

はい。

<議長>

よろしいでしょうか。どうぞ。

<委員>

今ご説明いただいた部分で、もう一度教えていただきたいです。いずれにしても、新たにまた遮水部分が沈下によって露出するというのは、この天端の部分だけでなくして、全体がそういうことになりますよね。他の法面も同じ問題が発生しますよね。全体が沈下する。そこは露出しますから、同じように。そうすると同じ作業をしなければならないということですよ。前提として。わかりました。それでわかりました。

それで実は、先生がお休みの間の議論の中で、私地元の委員として一番心配しているというか、そもそも論で、先生に教えていただきたいんですけど。この処分場の構造自体は、ダムと同じように埋め立てた廃棄物と覆土分を含めて、ある意味、水的な発想で堰堤とい

うものを設けて流れ出るのを防ぐんだということで、要するにこの最終処分場の工事に関しては、ダムと同じ発想で、考え方はそういう考え方で堰堤が造られていると私は理解しております。もしそうだとするならば、ダムで堰堤を越える、その水的なものがあること自体がおかしいことであって、最大堰堤の高さまでで止めておくことが、より危険を回避するためには必要と思っております。最大譲れても、できれば堰堤より少し低めで覆土をおさめることができれば、もちろん一番理想。しかし、現実問題そういうわけにはいかなくて、としても、譲れるところは堰堤の高さまでで止めておくことが、この処分場の将来の安全性を確保するためには必要ではないかという点がまず第一点と。

貯留構造物の堰堤というものは非常に重要な働きを、ここの安全性を確保するためには持っている。その堰堤の上に新たな工作物を、構造物を設けるなんてことは、そもそも論としてあまりよろしいことではないという考え方があって、できるだけ堰堤の高さまでの覆土の標高にして、それを実現するための土側溝にしても何にしても対応を考えるべきではないかというところでの発想の中で、今回意見を言わせていただいているんですけど、その辺についてはいかがでしょうか。

<委員>

基本はもちろん平らにするのに比べて、それよりも高いレベルまで廃棄物なり土砂なりを積み上げるのに比べますと、平らにした方が当然安全なわけですがけれども、普通、処分場の場合には、平らにするということではなく、上に盛り上げるということをししばしば行います。その時に、当然多くものを処分場の中に入れるわけですから、その際には、計画している量を入れた時に、貯留構造物が十分耐えられるかどうかという構造計算をして、その安全性を確認したうえでやっておりますので、この処分場についても当初から上の方に行けば行くほど高くなるような形で廃棄物を埋め立てるという計画になっておりますので、それに従って、貯留構造物にどれだけの力が掛かるかという計算はなされているはずですから、そういう意味で今のこの構造で安全は十分に確保されているのではないかと考えます。

それから、もう一つは堰堤の上に何か構造物をまた新たに造るのは好ましくないのではないかというお話ですけども、これはおっしゃるとおりだと思います。基本は最初の姿のままにしておくのが望ましいとは思いますが。ただ、これも構造計算をして、安全を確認できたのであれば、そういうものを上に造ったからといって、非常に危険なものになるということではなくて、計算どおりの安全性は確保されていると私は考えています。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

この資料に既に安定計算の数値が出ています。私にはこの数字を見て、評価なり何なりというのはわかりませんが、ただ少なくとも、基準で示されたものを下回ったり上回ったりすべきものが、それなりに数値として示されているとすれば、それが安全であろうということは私も理解はするんですが。今、心情的な部分も含めて先ほど言いましたように、当初の計画のように、別に私は平らにしろということをやったつもりはありません。今の先生への質問で。傾斜をつけるのは結構ですけども、堰堤より高くなると、埋め立てたものが堰堤との接点において堰堤より高くなるということは、これはどう考えてもやっぱり、精神的な部分を含めて安心という部分で言えば、問題があるのではないかということでの質問ですから。まあそれはもちろん結構ですが。

それで、今の数値の中でちょっとわからないので教えていただきたいんですけど。えっと、ちょっとすみません。あ、ちょっとすみません。今日資料を見させてもらったんで、ちょっと。あ、ごめんなさい。わかりました。いいです、いいです。ちょっと数字でわからないところあったんですけど、読み違えたところがあるんでいいです。

それでそうしますと、この安定計算上の数値的には、堰堤の上に設けても、今のご説明ですと問題がないということになるのでしょうか。

<委員>

はい。

<委員>

ということですね。先生がおっしゃったのは。それはやむを得ないということなんですね。

<委員>

はい。

<委員>

これは、先ほどの議論のように、どの程度沈下するかわからないということですから、だとするならば、わからないものを想定することがまず第一点。それで工事を今からやろうという発想という前提に立つこと。それから、問題が起きたら、改めて排水溝の見直しをしますということであるならば、まあ私は個人的には、より当初の計画に近いもので、最

大の堰堤との接する分において堰堤を上回ることはないような、ここでのB案を考慮すべきではないかなという気持ちはするんですが、その点についてはいかがなんでしょうかね。何かわからない数値を相手に議論しているような気がして、ちょっと質問もしにくいような状況なんですけど。

<議長>

どうぞ。

<委員>

はい。どうお答えしたらいいのか、ちょっと私も答え方が難しいなと思ってるんですが。確かに不確定要素がございます。ただ、例えばそのB案でいったとしますと、沈下が起きればすぐにでも降った雨が排除できなくなるような事態が出てくるわけですけども、A案でやったとしますと、日常的に排水までの間、事業団側でどの程度沈下しているというのを把握できますので、仮に当初考えていたよりも沈下が大きいということであれば、それは事業団がどう判断されるかですけども、また新たに土を足して、標高を嵩上げて排水を確保するというような対策はできると思いますし、工事をするまでの間、時間的な余裕が確保できるので、そういう意味ではA案とB案が全く同じとは思わない。というご回答でよろしいですか。

<議長>

どうぞ。

<委員>

そうすると今のお話で揚げ足をとるつもりはありませんけど、沈下率が大きくて、排水の機能が下回るような場合には、また嵩上げ、さらにこの上に土を積み上げるようなことになる、なお本来の当初の発想とは違う方向へ、堰堤を無視とは言いませんけど、どんどん積み上げるようなことになるということなんですね。全体の当初計画で、ごみと覆土を合わせたの構造計算がされていると言いますが、そもそも構造計算そのものの根拠が変わっちゃうんじゃないですか。また土の量が増えるということですから。そういう可能性が出てくるように感じますけど。

<委員>

根拠が変わってしまうということではなくて、その設計計算の元になる、どれだけ土圧なり水圧なりが掛かるかというその数字が、入れるものの量が変われば、それに応じてどれだけ貯留構造物に負荷が掛かるかというのがまた違った数字として出てきますので、仮

にまた土を増さなければならないということになった時には、そこでまた同じ様な計算をして転倒の心配がないかとか、それから滑動する心配がないかということを確認は当然した上で安全ということになれば土を盛ることはできますが、そこで仮に安全性を損なうことになれば、また別の方法を考えなければならない、ということになると思います。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

そうすると、不確定な要素を含みながら、この覆土工事だけは進んでしまうということになるんですね。私は先ほども申し上げましたように、覆土も、これから先将来にわたっての処分場の安全を確保するための一部分ですよね。覆土そのものも。そういうトータルで、やっぱりこの閉鎖に向けて様々な問題点を検討する場というものが、いや、別に新しい場を作れなんてことを言うつもりはありませんけど、ご説明等を聞きながら、この安全管理委員会でそういうことを議論する場というのが、その必要性がさらに増したように私は感じるんですけど、その点について先生いかがでしょうか。このことに限らず、この覆土に限らず。例えば、問題になってますモニタリングの問題も含め、様々な安全を確保するための手立てがしてあって、ところが実際には解釈が分かれてしまっている。色々な問題がありますね。それらも含めて、これから先長い間、ごみを取り出さないという前提であるならば、そのことを様々な方面から検討する必要があるように思うんですけど、いかがでしょうか。

先ほど言いましたように、東京の町田市は、専門の委員会を作って、閉鎖前に検討委員会で検討しているんですね。そういうことを私もインターネットで情報を入手していますが、私たち地元にとっての安全を考えるならば、せめてそこだけはやっていただいて、気持ちよく事業団の皆さんも県の皆さんも、明野町から撤退をしていただきたいと。そして地元の住民もより安心してこの処分場を見守ることができる。もしそれができないんだったら、個人的には私は前から言ってますように、埋めてあるごみは全部持ち出してくださいよと。そうすれば何の心配もなく、ここで活用ができる、下流部でも生活ができるということになるので、というように考えています。最低限、撤退をされる前に、様々な安全対策をもう一度検討し直すと。今の現状でいいのか、何かの手立てを加えるのか、検討する必要があると思うんです。いかがでしょうか。ちょっと膨らんじゃった質問で申し訳ないんですけども。

<委員>

私の個人的な見解ということになりますけども、一番ご心配されているのは廃止後、つまり事業団の手を離れた後、何か起こった時にどうなるんだというお話だと思います。廃止の段階では廃止基準ということで、先ほどからお話が出てますように、沈下の問題があり、水質の問題があり、ガスが出てないかとか、場内の温度が異常な値を示さないかとか、事細かな基準が決まっています、その基準に照らして今後問題が起こらないと判断できたら廃止ということができるようになりますので、そのために基準があります。

ただその基準自体も数字がいくらって書いてあるわけではなくて、やや曖昧な部分もありますから、廃止をする段階で、おそらく廃止をしていいかどうかということをごきちんとして検討する委員会が必要だと思います。それまでの間は、事業団が責任を持って管理してくださるはずですから、その間はこういった形で何か違うことをやるといった場合には、こんなことをこんな方針でやりたいというご説明をいただいて、この場で議論をすることはできるわけですが、廃止をするにあたっては、もう少し重みのある中身を検討することになりますので、そこは廃止を検討するための委員会を別途作るなりして、廃止のことだけに関して議論する場を作るのがいいのかなとは考えます。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

ありがとうございました。廃止をするに関して、今お話をいただいたように、専門に検討する場所が必要だという、委員会みたいなものが必要だという理解をさせていただいてよろしいですね。

<委員>

はい。

<委員>

はい、わかりました。ありがとうございました。

<議長>

他に質問等ございませんでしょうか。

<委員>

じゃ一つよろしいですか。

<議長>

どうぞ、お願いいたします。

<委員>

先ほどから、水質とか飛散とかという状態が落ち着いた、地盤沈下が落ち着いた後の状態のイメージというのは、私の解釈ですけども、最終的に落ち着いたイメージというのはこのB案というふうに事業団は今まで計画しているということによろしいですか。イメージとしては。ただ、当面の間は、当然地盤沈下があると、A案でないとならない。B案だと地盤沈下したらすぐに土を持って来なければならないということがありますよね。それだけすぐに手に入るかという問題もありますし、今日ちょっと見させていただくと、水溜まりの部分がある。ああいうところは、ある程度40cm上に盛っておけばうまく整地ができるというのがある。私たちも、市としても当然、下水道の事業をやってまして、必ず1年くらいの間でかなりへこみます。本来、道路の上に上げて土を盛っておけばいいんですけど、それもできないので、地盤沈下したらすぐに盛るという形で、1年くらい自然沈下みたいな形で安定させた後でアスファルト舗装をするような形をとっていますけども、基本的にはそういったことを考えると、A案ということで臨機応変に対応できる。このA案の中でも、貯留構造物までいきそうだなと、沈下がいきそうだなということが予測されれば、それは土を新たに搬入するという解釈でよろしいでしょうか。

<議長>

事務局の方からどうぞお願いいたします。どうぞ。

<事務局>

今、委員がおっしゃられたイメージを私どもは考えております。5年くらいで地盤は安定すると考えておりますけども、その形が言ってみればB案の方に近づくと考えておりますので、最終的には天端付近まで土が下がってくると考えております。

<議長>

よろしいでしょうか。

<委員>

最終的に安定した状況で、跡地利用も含めて、土水路でなくて水路をどうするかというのは、今後またその新しい会議になるのかもしれませんが、そういうところで検討していくという解釈でよろしいでしょうか。

<議長>

どうぞ。

<事務局>

その部分を含めまして、まずは地権者の財産区の皆様がどのように跡地利用をするのかということがございます。それは今決まっておられません。具体的には、例えば広場ということもありますし、森に戻すんだということもあると思いますので、やはりそこはある程度形が決まって参りませんと、こういうふうにしますということはなかなか申し上げられないということがございます。

<議長>

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

<委員>

いいですか、議長。

<議長>

どうぞ。

<委員>

先ほどこの委員会の中での考え方ということで、確認させていただきたいんですが、先ほど先生の方からお話いただきました、最終的な閉鎖に関しては特別に検討する場を設けてはどうかというお話がありましたけども、その考え方を、この委員会としてはどういうふうに受け止めるか、大事な部分だと思いますので、是非確認をしておいていただきたいなと思いますけど。

<議長>

先ほど専門委員さんから冒頭お話がございましたけれども、個人的な意見は、ということがございました。この件について、事務局の方でまずお考えがあればお伺いしたいと思うんですけど、どうぞお願いします。

<事務局>

まだこれから廃止に向けて適切な維持管理をしていきますので、想定としては10年の期間を想定しておりますけども、実際に水質が安定し、地盤も安定し、ガスも出ていないという状況になりましたら、当然そういうモニタリング調査の結果が出てきます。その状況につきましては、常にこの安全管理委員会にご報告をさせていただきますので、さらにその廃止ということになれば、またこの安全管理委員会の場で実際またご意見をお聞きするというような形を考えております。

<議長>

先ほど委員さんは、廃止というのは重い決断だとおっしゃっていました。今の継続上で考えるか、最終的に重い、地元の方たちに安心してお渡しできるような状況を作っていくという作業でございますので、当面事務局の方で必ずしもお考えがない。今のお話だと、その時点になれば考えましょうというような感じかなと。

<事務局>

基本的には安全管理委員会がございますので、その安全管理委員会がおそらく意見をいただく場ではないかと。

<議長>

そうすると、専門委員さんの先ほどの意見に対して、それから今のご意見を考えると、そういう条件が整い始めた頃、少なくとも専門委員さんが考えるある種のイメージを全うできるような、安全管理委員会でできればそれですが、そうでないとするならば、新たな他の委員さんを含めて委員を構成して最終的な決断をするということも含めて考えるという理解でよろしいでしょうか。

<事務局>

それは今後の検討だと思います。

<議長>

委員さん、そういうことでよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

<委員>

あのですね、これはあくまでも今ご発言いただいているのは事務局の考え方ですから、私が求めているのは委員会としての考え方としてどうかというところを聞かせていただい

て。まあ事務局は今そう考えていらっしゃるようですけど。大変大事なことですし。今、事業団、県の皆さんの手から離れて以降が、大変色々な問題が起きては困りますので、その点を含めてしっかりと閉鎖ができるような形で、議論の場は、私個人的には安全管理委員会でもそれは別にいいと思います。新たな場を作らなくても。しかし、専門性を持った方たち、そういうものを経験している方たちとか、本当に色々な意味で、先生方はもちろんそれぞれの専門性を持っていただいてご発言いただいていますから、それで大変有り難いと思っておりますけど、それ以外の部分の専門性を持った方たちにも、この委員会に自由に、私たちのお願いをした時に、自由に参加していただいて、もちろんご了解いただければですけど。ご本人に。ご意見をいただいて協議ができるという場を是非作っていただきたい。そういうものであれば安全管理委員会の中だっただけ私は何の問題もないと思います。そこも含めて、この委員会として意思統一しておいていただきたいなと思います。

<議長>

少なくとも、専門委員さんが冒頭でお話になられましたように、個人的な意見としてお話いただきました。県は継続的に時間が若干ございますので、ある時点で専門委員さん、あるいは同類の意見をお持ちの方がいらっしゃるようでしたら、その時点で改めて、迫った時期にもう一遍改めて検討させていただくということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<委員>

あの、先生がおっしゃった検討委員会というのは、私もできれば専門的な部分の方たちに集まっただいて、そして専門的に検討していただくのが必要だという発想で話をさせていただいていますけど、先生がおっしゃった検討の場とはどんなイメージなんでしょうか。もし差し支えなければ、ご私見を教えてくださいと思います。

<委員>

はい。おっしゃるとおりで、現在この専門委員ということで3名がこの安全管理委員会に加わっていますけども、この3名以外の分野でやはり専門性が必要な部分も出てくるかと思っておりますので、そういった方にこの委員会の中に特別委員という制度がありますので、そういう形で加わっていただくのか、また別途委員会を開くのかは別にして、もうちょっと違った角度の専門家の方にも入っていただいて、ご判断をいただいた方が安心かなと私は思ったということです。

<委員>

できましたら私もそういうふうな形でお願いしたいと思います。

<議長>

そういうことで事務局のご意見もございますけど、まだまだ先の話でございますので、そういう時期が迫ったところで、委員さんの意見を踏まえながら、閉鎖という最終的な決断をする必要があるということだと思います。よろしいでしょうか。よろしくどうぞお願いいたします。では他にございませんでしょうか。

おおよそ議論していただいたでしょうか。本日、地元から委員さんがいらっしゃって、初めてのことであまりよくわかってない部分があるかと思っておりますけど、先ほど県からご説明いただきました。A案かB案かという話がございまして、急にお伺いするのもいかがかと思っておりますけど、先ほど北杜市さんのご承認がございましたように、A案で行って最終的なイメージはB案に近いものでもいいんですというのが事務局の計画しているお話でありました。A案でスタートするという、言ってみれば事業団サイドのご意見でございますけれども、いかがでしょうか。

<委員>

急に代理という形で出席と言われたので、やっぱり最初から出ていないと飲み込みが悪いかなど。正直言ってちょっと判断しかねる。ここでどうのこうのというのは。

<議長>

わかりました。どうも大変失礼しました。急な話でご迷惑かと思いました。

委員さんはどっちかという、これはあんまり。先ほどの専門委員さんの説明に対して、ほぼ納得していただいた部分もあるやに思いますが、雰囲気としてはB案に近い。

<委員>

ええ、個人的にはそれはB案にしていきたい。それが一番当初の計画に準じている方法ということで、それが地元の人間とすれば安心なのかなと思ってますからB案ということになります。ただし、今言いましたように、これ将来覆土の地盤も動きます。それに伴って排水の問題も考えなくてはいけないことが出るかもしれない。それらもトータルで閉鎖の中の私は一部分と捉えてますから、それをしっかり検討していく場を、先ほどお話しいただきましたような形で設けていただくということであれば、今の時点では私はどちらでも結構です。ということで。させていただきたいと思っております。はい。

<議長>

そうすると、北杜市さん、もう一遍聞いて失礼ですけど、A案がB案になるのかというご質問がございましたけれども、県が当面色んなことを考えてA案を提案していらっしゃ

るんですが、このやり方で考え方で賛成でしょうか。

<委員>

子どもはやっぱり地盤沈下ということが想定されますので、それを含めると、それに対応している土水路で排水をしていくという考え方は一番適当なのかな、ということでA案でよろしいのではないかと判断しております。

<議長>

委員さんは似たようなことでよろしゅうございますか。

<委員>

はい。8月27日に開催して、最初事務局の方から説明があった点、地元委員さんの方から最初の1ページの2つについては説明があって、地元の方は委員さんがこれから処分場の廃止のことも、検討委員会のことも、先生に意見を聴いたりして。それに対して私もそれは地元とすれば最後のこととか、その後のことについても検討委員会、専門の方を入れて、当然地元とすればそういう想いはあると思うんですけど。だから、それは県の方でも、子どももそれは当然かなと思ってます。それから、委員さんが、県の方が引き渡した後、恒久的なコンクリートの排水路とかそこらのことを要望に県が対応していただければこの案でも…という説明をおっしゃいましたので、最後に意見がありました廃止の検討委員会は間違いなくそういう形だと思って今日はそれで話があれかなと思ってます。

<議長>

A案でよろしいですか。

<委員>

はい。

<議長>

ありがとうございました。では委員さん、各自に聞いて恐縮ですが、これ3回目でございますので、大変くどいですがお一人ずつ回っていきたいと思います。

<委員>

はい。一度途中で終わったものを直すというか、最終的な形にするための過程的な判断としてA案で土をストックするなりの案とすれば、これで安定的になればこれでいいと思います。最終的な案が、最終的にB案になれば、上の嵩上げというものが負担にならない

ということがあれば、A案の方でいいと思います。

<議長>

ありがとうございます。それでは委員さんにいきましょう。

<委員>

私も事業団の提案するA案で結構だと思います。また、日射等による経年劣化、これも私も素人でよくわかりませんが、ある程度土を盛っておいた方が、遮水工が長持ちするという点で有利だと思います。

<議長>

ありがとうございました。専門委員さん、聞くまでもなく、先ほどのお話でどっちかというA案だということによろしゅうございますか。

<委員>

はい。

<議長>

私も実は、環境省が少なくとも技術的な基準を十分に考えた上で、ある種ご指導なされていらっしやって、それに基づいて勾配をつけて設計してきた。なぜそうしたかと言うと実行計画の最初の段階でそれが崩れてしまったので、一段目の面積が大変広がって、排水に対して何とかしなきゃならんということでお考えになってこういう経過をとった。まあ地盤沈下もございますけど。そういうことがございますので、基本的に排水溝のこれができる、それから天端上の、遮水シートの止めの部分の保護ができると。そういうことを含めて私もA案を支持したいなと思っております。

なお、先生が本日台風のためお見えになりませんでしたけど、何かご意見を伺っていませんでしょうか。どうぞ。

<事務局>

先生につきましては、本日台風ということでこちらに来ることができませんでしたけども、先生の方からは、委員長、専門委員に一任するというで伺っております。

<議長>

ありがとうございました。それではこの件は後であれしまして、県のお三方、これは事業団の案でございますけど、一応委員さんいかがでございますしょう。

<委員>

A案ということで、各委員さんがおっしゃっていただいておりますので、私としても今後の地盤沈下等を考えまして、事業団のA案で進めさせていただきたいということで是非お願いをしたいと考えております。また、こうして処分場の廃止、土地の返還ということにつきましては、今後維持管理を適切に行う中で、安全管理委員会でご説明を、維持管理の状況、モニタリングの状況等の話をする中で、今後色々のご意見をいただけて行かなければなりません。先ほど専門委員からも出た、専門家を入れてということも踏まえまして、いずれ色々こういう議論をいただきながら進めていきたいと考えております。

<議長>

ありがとうございました。それでは同じ質問でございますが、委員いかがでございますでしょうか。

<委員>

はい。今、次長が申し上げたとおり、同じ意見です。

<議長>

はい。ありがとうございました。委員さん、いかがでございますでしょうか。

<委員>

代理で出席させていただいております。今の方々と同じ意見ですけれども、本日A案、B案両方いただきまして、一長一短あるという話の中で、この会議の中で、A案が多いということもあります。現場を担当する部署としましては、廃棄物の移動がないということも大きいかなということもありまして、A案ということにさせていただきたいと思っております。

<議長>

ありがとうございました。委員は、私と専門委員さんに一任するというご意見ですので、私及び専門委員さんはA案。まあ専門委員さんは先ほどご説明ありましたように、A案、B案それぞれ長短ある。だけどどっちかというA案かなということでもございました。私はA案の方を取りたいと思っておりますので、本日欠席されている専門委員にもA案ということとさせていただきますと、大方…。委員さんは若干思うところが残ってらっしゃる。あるいは、将来的なことを考えながら妥協していただいている部分があるかと思っておりますけど、大方おきましては、本日提案していただきました事業団のA案ということでこの場で決定させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。よろ

しくどうぞお願いいたします。

本日はそういうことで、一応議事、この件については3回の委員会を開いて、大変私の不手際もございまして時間をとってしまいましたけども、幸いにして皆さんのご意見がほぼ一致したということで大変嬉しく思っております。委員の皆様方、議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

<司会>

委員長には、円滑な議事進行、ありがとうございました。また、委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。以上をもちまして、本日の安全管理委員会を終了いたします。なお出入口の混雑を避けるため、先に委員の皆様にご退場をお願いいたします。報道機関及び傍聴者の皆様はその場でしばらくお待ちください。順次ご案内いたします。本日はありがとうございました。

<委員>

終わった後に一点申し訳ないです。次の安全管理委員会は、いつ頃を想定されていらっしゃるでしょうか。

<事務局>

例年、2回くらいやっておりますので、次回は1月くらいか2月くらい。7月に1回やりましたので、半年に1回。またモニタリングの結果をご報告させていただきます。

<委員>

はい。ありがとうございました。